

固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について

1 軽減措置の継続

本年1月25日、東京都より固定資産税等の軽減措置について、平成29年度も継続することを公表。

2 軽減措置の内容

(1) 小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置

面積200㎡までの部分 都市計画税 1/2

(2) 小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免措置

面積400㎡以下の土地のうち200㎡までの部分

固定資産税・都市計画税 2割

(3) 商業地等に対する固定資産税・都市計画税の負担水準の上限引下げ措置

負担水準が65%を超える商業地等

固定資産税・都市計画税

負担水準が65%に相当する税額まで軽減

※ 2(1)及び2(3)については、平成29年第一回都議会定例会に東京都都税条例改正案を提出。